

# 令和 4 年 度 事 業 報 告

## I. 公益事業（継続事業）

### 1. LPガスに係る保安の啓発に関する事業

LPガスによる災害の防止に関する調査、研究及び広報等の業務  
次の調査資料の作成及び配布を行った。

- ① LPガス事故情報、各種事故統計、販売トン数（付保トン数）の推移、LPガス消費者戸数の推移、その他LPガスに係る各種データの収集を行った。
- ② LPガス事業者が所有する供給設備機器の自然災害等による損害状況に係るデータの収集を行った。
- ③ ①、②の各種データ及びLPガス保安に関する各種資料（各種通達等）を掲載した事業団広報誌を発行した（5月、9月、1月）。
- ④ 発行した事業団広報誌は、関係行政機関、都道府県庁、国公立図書館、関係団体・事業者、都道府県LPガス協会等に配布した。

（広報誌等の発行部数）

広報誌第221号（令和4年5月15日）

広報誌第222号（令和4年9月15日）

広報誌第223号（令和5年1月15日）

} 合計7, 120部

\* なお、政府が推進するデジタル化に対応するとともに、カーボンニュートラルにつながる省資源に資する観点から、224号（令和5年5月発行予定）以降は、電子媒体（PDF ファイル）での提供を推進することとしており、その準備のための所要の措置を講じた。

- ⑤ 令和元年度に作成した「LPガス賠償事事故例集」の改訂を行い、全国のLPガス販売事業者等の関係者に配布して周知に努め、事故の防止を図った。

### 2. LPガス事故による第三者被害救済事業

第三者被害救済事業発足以来40年以上が経過し、近年、本事業の該当案件の発生が減少しているなかで、引き続き本事業の趣旨を事業団ホームページに掲載して周知するとともに、機会をとらえ都道府県支部に本事業の一層の活用について周知した。

### 3. LPガスの保安に関する行政施策に対する協力

- ① LPガス事故調査検討委員会への参加
- ② 保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査分科会への参加
- ③ 事業団主催の会議における経済産業省ガス安全室による講演およびガス安全室との情報交換を含めた定期的な打合せの実施

④ 行政からの個別の照会・相談についての対応

4. 付保証明書の発行業務

液石法に基づく加入義務のあるLPガス販売事業者賠償責任保険及びLPガス受託認定保安機関賠償責任保険について、付保状況を厳重にチェックし経済産業省に報告することにより付保漏れを防止して、消費者救済の万全を期するとともに、(一社)全国LPガス協会、全農両契約(異動契約を含む。)について付保証明書の発行を行った。

付保証明書の発行業務に関しては、引き続き保険加入データを活用することで迅速かつ正確に対処し、付保証明書申請手続きの簡素化等被保険者の利便性の一層の向上を図った。また、本業務については、外部委託によるシステム化を図ることで、業務全般に亘り効率化を推進することとしており、令和4年度においては一部業務について外部委託によるシステム化を開始した。

## II. 収益事業(その他事業)

### LPガス事業者賠償責任保険制度を柱とする保険代理業

#### (1) 保険事業の概況

LPガス事業者賠償責任保険は、消費世帯数の減少等にもない毎年2%程度の減収傾向にある。LPガス事業者賠償保険は販売トン数減により約0.4%減収となったが、サイバー特約を新設した個人情報漏えい賠償特約で約360万円増収、平成25年度に立ち上げた「総合賠償特約」は10期目となり、安定した制度維持に向け募集に臨んだ結果、加入事業者件数は約260万円増収、労災総合特約は約80万円減収、自然災害保険の新制度3年目のLPガス供給機器総合保険(LPライフNEO)は98万円増収により、令和4年度定期保険契約の制度全体の保険料は11億5,201万円となり、前年度比約266万円(約0.2%)の増収となった。

#### (2) 各種保険の加入促進

令和4年6月、全国8ブロックにおいて開催した会議(以下「ブロック会議」という。)において、賠償責任保険制度等の改定、契約手続き、異動・解約手続き、及び事故処理等の研修を行った。またサイバーオプションの新設による加入推進や総合賠償特約・労災特約の契約引受の都道府県支部の取り組み状況と今後の収益拡大の取組みについて説明した。幹事保険会社からは、近年多発しているサイバー攻撃による情報漏えいや高額な対応処理費用に備えたサイバーオプションの加入推進策や自然災害から事業者資産を守る新制度保険のLPガス供給設備機器総合保険(LPライフNEO)の加入推進に向けての各種ツール(概算見積書、動画等)の紹介、フォローアップ策等を説明し、自然災害防災対策商品としての保険制度である事を確認した。また同保険制度の募集手数料が都道府県協会の運営の一助となるものとして、各保険会社と連携して普及推進への取り組みを確認した。

更に保険募集に係るコンプライアンス研修を合わせて実施した。